

JAS制度の見直しについて

(公財) 日本豆類協会

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律が平成29年6月16日に成立し、6月23日付けで公布されました。

農林水産品・食品の海外展開が課題となる中、食文化や商慣行が異なる海外市場において、その産品・取組に馴染みのない取引相手に対して日本産品の品質や特色、事業者の技術や取組などの「強み」を訴求するには、規格・認証の活用が重要かつ有効です。

今回のJAS法改正は、取引の円滑化、ひいては輸出力の強化に資するよう、JAS規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備し、JAS規格の国際化の推進を図るものです。

なお、今回の法改正のポイントについては、以下のとおりとなっています。

1 農林物資の規格化等に関する法律の改正

- ・これまで、JAS規格の対象は、モノ（農林水産物・食品）の品質に限定されていましたが、モノの「生産方法」（プロセス）、「取扱方法」（サービス等）、「試験方法」などにも拡大されました。
- ・併せて、産地・事業者の強みのアピールにつながるJAS規格が制定・活用されるよう、JAS規格案を提案しやすい手続が整備されました。
- ・JAS規格の対象の拡大に伴い、現行の認証の枠組みが拡充されるとともに、国際基準に適合する試験機関を農林水産大臣が登録する登録試験業者制度が創設されました。また、この場合、広告、試験証明書等にJASマークを表示することができるなど、新たなJAS規格に対応したJASマークの表示の枠組みも整備されました。
- ・さらに、産地・事業者の創意工夫を生かしたJAS規格の活用が図られるよう、(1)JAS制度の普及、(2)規格に関する普及・啓発、専門人材の育成・確保及び国際機関・国際的枠組みへの参画等が国及びFAMICの努力義務として明確にされました。
- ・JAS規格の対象が「モノ」以外に拡大することを踏まえ、法律の名称が「日本農林規格等に関する法律」に改称されました。

2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の改正

- ・ JAS規格を足掛かりとした国際規格について、国内事業者が他国に先行して認証を取得することができるよう、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が国際規格の認証機関を認定できるよう、その業務規定が整備されました。

今回の法改正を受けて、農林水産省食料産業局食品製造課食品規格室では、その概要についての説明資料を作成して、農林水産省のホームページ上で公開していますので、その一部を抜粋して以下に掲載いたします。

JAS制度の見直し方向～JASを活用した輸出力の強化

農林水産省
食料産業局

- 海外展開が課題となる中、食文化や商慣行が異なる海外市場において、その産品に馴染みのない取引相手に日本産品の品質や特色、事業者の技術や取組などの「強み」を訴求するには、規格・認証の活用が重要かつ有効。
- 海外取引の円滑化、輸出力の強化に資するよう、JAS規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備。これを足掛かりとする国際標準化も推進。

取引における規格・認証の活用

- 海外取引では、価値観、文化、商慣行が異なる者同士が取引を円滑に行えるよう、必要な情報や信頼を規格・認証により担保。
- 各国では、多様な規格を制定し、海外との取引に活用。これらの国際規格化も推進。



◆マレーシアにおけるブラチャンの規格

原材料: 新鮮なエビ又は小エビ、食塩
製法: 塩発酵の上、ペースト化
成分: 塩分15%以上、たんぱく質25%以上、水分40%以下 など

海外で知られていない食品の説明の後盾として規格を用い、確かなものであることを担保

現行のJAS制度

JAS (Japanese Agricultural Standard ; 日本農林規格)

- 農林水産品や食品の品質に関する規格を農林水産大臣が制定。第三者機関の認証を受けるとJASマークを表示できる任意の制度。
- JAS規格は、サプライヤーの品質管理基準、バイヤーの調達基準等に採用。商談では、サプライヤーは説明や証明の後盾として、バイヤーは取引決定の判断材料として活用。



海外取引におけるJASの活用

- 海外に馴染みのない日本の産品や事業者の取組であっても、JAS規格の制定・活用により、説明や証明、信頼の獲得が容易に。
- 我が国の「強み」をJAS規格として定めて取引に活用すれば、海外へのアピール力が向上し、輸出力の強化に寄与。我が国に有利に働く国際標準化への足掛かりにも。

Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau. Ministry of Agriculture, Forestry and

1

強みのアピールにつながる多様なJAS規格の制定

農林水産省
食料産業局

- 現行のJAS規格の対象は、モノ(農林水産品・食品)の品質のみ。
- 今回の改正により、強みのアピールにつながる多様な規格を戦略的に制定・活用し得るよう、モノの生産方法、試験方法、事業者による取扱方法など、「モノ」から「方法」、それを満たす「事業者」まで広く対象に。

現
行

モノの品質の規格

- 一定の原材料、成分等を満たす産品の基準

- ✓ こいくちしょうゆのJAS規格例
- ◆ 原材料: 大豆、麦、食塩等のみ
- ◆ 全窒素分: 1.50%以上(特級)
1.35%以上(上級)
1.20%以上(標準)

生鮮品など品質が変化することも、ノウハウなどのオープンにできない 秘伝や営業秘密が絡むものにも 規格を活用したアピールの途。

拡
大
分

モノの生産方法の規格

- 一般的な方法により生産される産品の基準

- ✓ 例えば、伝統的な抹茶をアピールするため、我が国では一般的な製法を規格化



事業者による取扱方法の規格

- 一定の方法により生産、保管・輸送、販売等を行う事業者の基準

- ✓ 例えば、鮮度をアピールするため、定温保管・輸送方式を規格化。能力を有する事業者を認証



モノに関する試験方法の規格

- 特定の成分などの測定、分析方法を公定化するもの

- ✓ 例えば、魚に臭みが出ない養殖技術をアピールするため、臭み成分の統一的な測定・分析方法を規格化



Copyright 2017 Food Industry Affairs Bureau. Ministry of Agriculture, Forestry and

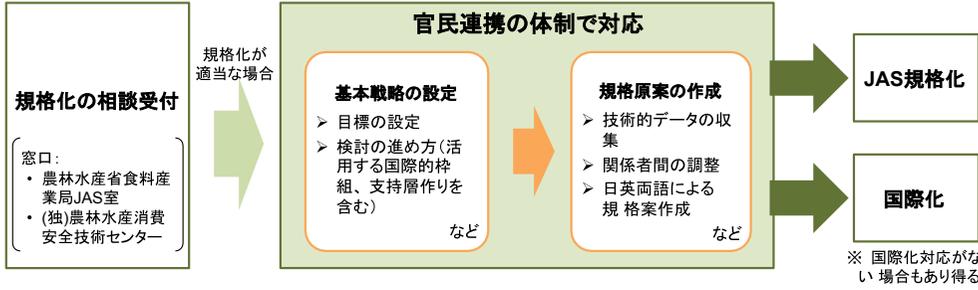
2

国際的に通用する規格・認証の活用

- ビジネスニーズを反映し、強みのアピールにつながるJAS規格が制定・活用されるよう、事業者・団体、産地・地域から規格案を提案しやすい手続を整備。
- 併せて、国際的に通用する認証取得と認証内容が分かりやすいJASマーク表示により、取引先への訴求力を向上。

民間発の規格制定の流れ

- 案件ごとに、事業者、業界団体、研究機関、自治体、学識経験者等に加え、農林水産省の各関係部局からなる**官民連携の体制**で対応。規格の検討の初期段階から国際化を視野。



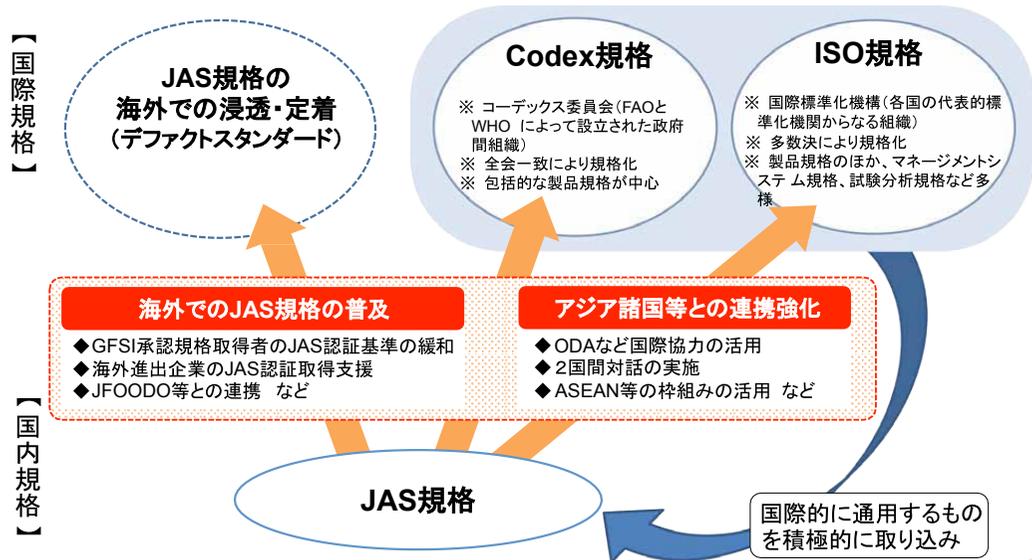
アピール内容が分かるJASマーク表示

- 規格に合っていることを**国際的に通用する手続により認証・証明**
- 海外の消費者も、一見して**認証内容が分かる標語**をマークに表示。



影響力の強化に向けたJAS規格の国際化対応

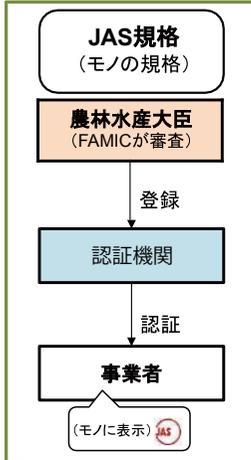
- JASの国際的な認知・影響力を高めるため、①アジア地域におけるJAS規格の普及・浸透や、②JAS規格を足掛かりとする国際標準化を展開
- このため、規格の検討段階から国際標準との連動を見据えて対応



国際的に通用する認証の枠組み

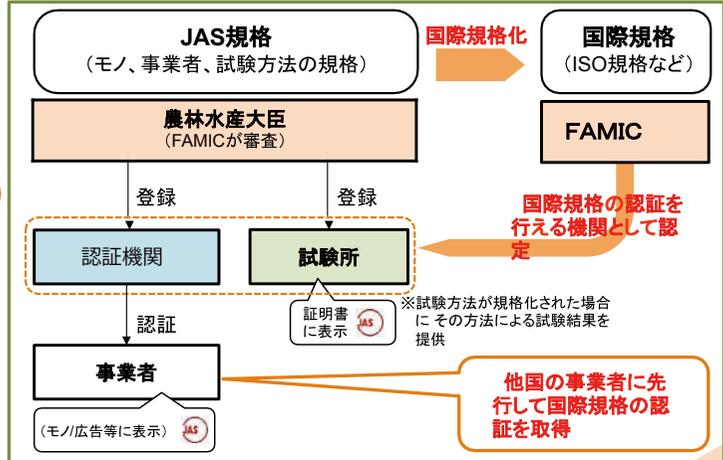
- JAS規格の認証は、国際的に広く用いられている国際標準化機構(ISO)で定める枠組みに準拠。JAS規格の対象の拡大に対応して認証の枠組みを拡充。
- JASを足掛かりとする国際規格について、国内事業者が他国に先行して認証を取得できることが重要。このため、JASの審査を行うFAMICが、国際規格の認証機関を認定し、国内事業者が認証を取得しやすい環境を整備。

< 現 行 >



< 見 直 し 後 >

FAMIC: (独)農林水産消費安全技術センター



JAS制度において定められる規格とJASマーク

- JASは、①製品そのもの、②事業者による製品の取扱方法、③事業者の経営管理の方法、④製品の試験方法など、多様な規格を制定可能
- 規格に適合していれば、その内容が一見して分かるJASマークの表示が可能

対象	内容 (例)	JASマーク
産品	品質・仕様 特定の原材料、成分等の農林水産品・食品の規格	産品に表示可
	生産プロセス 流通プロセス 特定の栽培法・製法で生産された農林水産品・食品の規格 など	
事業者	製品の取扱方法 事業者による特定の栽培管理や飼養管理、品質・衛生管理、保管・輸送管理、販売管理、料理の調理や提供方法の規格 など 官能評価員など、技量・力量に関する規格など	事業者の広告に表示可
	経営管理方法 事業者による労務管理、社会貢献に関する規格 など	
試験方法	成分の測定方法・DNA分析方法の規格 など	試験証明書に表示可